

平成25年度第1回（通算13回目）資金管理委員会議事録要約

- ◆ 開催日時 平成25年7月16日（火）13時00分～15時35分
- ◆ 開催場所 兵庫県庁2号館
- ◆ 出席者（会長◎）
 - ◎ 甲斐 良隆 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授
 - 河村 小百合 日本総合研究所調査部主任研究員
 - 佐竹 隆幸 兵庫県立大学大学院経営研究科教授
 - 藤原 賢哉 神戸大学大学院経営学研究科教授
 - 安田 稔 格付投資情報センター格付本部副本部長
 - 米田 小百合 公認会計士

関連公社等の資金運用状況報告についての意見

- 「兵庫県及び関連公社等資金運用指針」を通知した後、各公社等では、資金運用方針を改定し、あるいは改定に向け検討がなされる等、概ね軌道にのっていると評価できる。
- 新たな資金運用方針に合致しない既保有の金融商品については、売却損が発生する等、直ちに解約・売却が不相当又は困難であると各公社等が判断した場合、中長期的な管理計画を定めるなど特別な管理を行うか計画的に処分していくことが望ましい。

資金運用方針見直し状況についての意見

- 資金運用方針を未改定の各公社等については、引き続き、県として改定を求めている。
- 劣後債については、永久劣後でなく、また、デリバティブを内包しないものであれば、通常の社債と同じ扱いになると考える。
- 外貨預金や外貨建ての外国国債の保有ができる要件（外国通貨による支払いが一定規模以上で恒常的にあるなど）を満たす各公社等は、同要件を満たす場合に限り、次の外貨建ての金融商品で運用しても、指針の趣旨に沿うものとする。
 - ① 指針に列記している金融商品
（国内の地方公共団体が発行する外貨建て地方債（例：外貨建ての東京都債）、残存期間が6年以内の場合でAA格の外貨建ての国内事業会社債など）
 - ② 信用リスク等が政府関係機関債等と同程度であると考えられる国際機関の外貨建て金融商品
（外貨建ての国際復興開発銀行債など）
- 預金保険の対象外となる1千万円を超える預金を指定代理金融機関にまで拡大するなど、各公社等から寄せられた意見については、今後、各公社等の実情も踏まえながら、その適否を検討していくこととする。